

地域生活支援拠点等の整備について

1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」といいます。）とは、厚生労働省が定める障害福祉計画の基本指針において整備方針が示されている、障害者の高齢化・重度化や親なき後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、その生活を地域全体で支える体制のことです。

拠点等の整備にあたっては、①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 の4つの機能が求められています。

2 三田市における拠点等整備の方針及び整備状況

本市では、地域の社会資源を活用し、複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」による拠点等の整備を進めています。

拠点等の4つの機能を整備するためには、課題や整備条件の整理、財政的な措置等が伴う場合もあることから、優先順位の高い機能（①相談 ②緊急時の受け入れ体制③専門的人材の確保・養成は整備済）から取り組み、段階的に整備を進めています。

また、各機能の運用状況について、三田市地域自立支援協議会で運用状況の検証・検討を行うことを第6次三田市障害者福祉基本計画において定めています。

3 拠点等事業の機能について

① 「相談」機能の具体的な内容

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時（24時間365日）の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行っています。

(イ)今後の課題等

障害福祉サービスだけでは解決が困難な複合的問題事案や権利侵害事案等を含めた多岐にわたる相談が寄せられています。こうしたことから、職員育成（障害福祉分野の相談に対応できる高度な専門知識と相談援助技術の修得）の取り組みが課題となっています。

② 「緊急時の受け入れ・対応」

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の対応を行います。

(ア)運用状況

項目	令和6年度	令和7年度（令和8年2月末）
緊急時（障害者本人の状態変化、介護者の急病、虐待案件等）により、短期入所、医療機関、その他の関係施設の受け入れを調整した件数	6人 （短期入所6人）	4人 （短期入所4人）

(イ)今後の課題等

緊急時の対応が円滑に進めるため、受け入れ先の施設で最低限必要なものをフォーマットにすること、また、相談支援事業所と障害者基幹相談支援センターの役割が明確になっていないため、施設に受け入れた後の対応に差異が発生している。

③ 「体験の機会・場」

一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能の整備について、事業所への協力依頼を行い、拠点等の機能を担う事業所の設置を進めます。

(ア)運用状況

地域移行支援や親元からの自立等に当たっては、その都度、利用可能なグループホーム等を紹介するなど、体験の機会の提供を行っています。

(イ)今後の課題等

「体験の機会・場」の未整備について、福祉施設やグループホームだけではなく、福祉の域を越えて地域全体の課題であると認識しています。このことから、引き続き課題について検証をおこない、他市の事例等を参考に整備に向けて取り組みを進めてまいります。

④ 「専門的人材の確保・育成」

研修会や事例検討を通じて医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の育成を行っています。

昨年度に続き医療的ケア児等支援連絡会において、たんの吸引等の実施に必要な知識・スキルを身につける「喀痰吸引フォローアップ研修」を実施。強度行動障害のある人について地域全体の「支援力」の底上げを図るため、市内の7法人の事業所を対象に「強度行動障害者支援事業所連絡会」を毎月開催し、事例検討を行いました。

(ア)運用状況

項目	令和6年度	令和7年度（令和8年2月末）
事業所向けの専門的人材育成のための研修	11回	11回
相談支援専門員等を対象とした専門的人材育成のための研修・事例検討	7回	9回

(イ)今後の課題等

専門的人材のスキルアップのため、専門的人材育成のための研修会・事例検討会の実施を継続します。また市内障害福祉サービス事業所において慢性的な人材不足の問題があるため、人材確保について協議する場を設けます。

4.地域生活支援拠点等連絡会

地域生活支援拠点等の整備をすすめていくなかで、市（障害福祉課・基幹相談支援センター）や地域生活支援拠点等の意思疎通や役割分担が十分ではない、緊急時の対応

の基準が共有されていない等の課題があり、今までの運用状況の検証を進め、地域生活支援拠点等の連絡会を開催。

回数	開催日	内容	参加事業所
1回目	令和7年9月25日	地域生活支援拠点が整備されてから5年近く経過し、運用状況や課題を確認	8事業所
2回目	令和7年11月20日	緊急時対応をしている地域生活支援拠点（入所施設）から、緊急時の受け入れ時に各施設で必要な情報の共有化を図るため聞き取りをおこなう。	3事業所（入所施設）
3回目	令和8年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機関（拠点等事業所、基幹相談支援センター、市障害福祉課）が担う役割について ・緊急時等の対応フロー案について ・対応時に準備すべき情報、物品等の共有について 	11事業所

5 地域生活支援拠点

- ・相談 相談支援事業所「ねくすと」・三田わくわく村・あすなろ相談支援事業所・三田福祉の里相談支援センター・オフィスリブ(5事業所)
- ・緊急時の受け入れ 三田療護園・三田こぶしの園・医療福祉センターさくら・三田市社会福祉協議会 障害者居宅介護事業所・沢谷荘、東山荘（6施設）